

令和6年度第2回 宮城県社会的養育推進計画策定懇話会  
議事録

- 1 日 時 令和6年12月26日（木） 午前9時30分から11時40分まで
- 2 場 所 みやぎハートフルセンター 3階 中会議室  
(仙台市青葉区上杉三丁目3番1号)
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 議 事 (1) 宮城県社会的養育推進計画中間案について  
(2) その他

**【開会】**

**○司会（高杉総括課長補佐）**

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただいまから「令和6年度第2回宮城県社会的養育推進計画策定懇話会」を開催いたします。

開会に先立ちまして、県保健福祉部副部長の武田より御挨拶申し上げます。

**【開会挨拶】**

**○武田副部長**

皆様、改めておはようございます。

12月26日ということで年末の押し迫ったお忙しい中、本日も御出席いただきありがとうございます。9月に第1回懇話会を開催し、その後いろいろな調整させていただきながら、いただいた御意見を踏まえて中間案を作成し、本日お示しさせていただいているところでございます。

本日も中間案について、御意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。この後のスケジュールについては、年明けに県議会の常任委員会に中間案を報告させていただくとともに、パブリックコメントをさせていただきたいと思っております。その後、最終案を取りまとめて3月開催の第3回懇話会において御意見を頂戴したいと思っております。

本日も限られた時間ではございますが、御意見頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【出席者紹介】**

**○司会（高杉総括課長補佐）**

次に懇話会委員の皆様を御紹介させていただきます。次第の裏面を御覧ください。本日は2回目の懇話会でございますが、初めて御出席いただいた委員の方もいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

東北大学名誉教授 加藤 道代 委員でございます。

その他の委員の皆様、事務局、関係機関の紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきます。

また、本日は、石巻市の門間委員におかれましては、オンラインによる出席とさせていただきます。

## 【情報公開】

### ○司会（高杉総括課長補佐）

続きまして、本懇話会の公開、非公開についてお諮りいたします。本懇話会については、非開示情報が含まれないこと、また、公開により会議の公正な運営に支障が生じるとは認められないことから、公開にしたいと考えております。

前回も公開とさせていただきます。また、議事録についても公開にしたいと考えております。1回目に引き続き、公開でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、賛成をいただきましたので、本懇話会及び議事録は公開とさせていただきます。また、議事録作成の都合上、マイクで御発言いただくようお願いいたします。

それでは、これ以降につきましては、座長に議事を進行していただきます。

それでは、座長、よろしく申し上げます。

## 【議事】

### ○草間座長

改めまして、皆様おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、説明に入ります。

議事の（1）について、事務局から説明をお願いします。

## 【宮城県社会的養育推進計画中間案について】

### ○事務局（勝倉班長）

（説明）

### ○草間座長

それでは、この中間案について、皆さんと審議をしてみたいと思いますが、進め方として、第1章から第4章までございまして、第1章から順に皆さんから御意見を頂戴する流れでよろしいでしょうか。

それでは第1章の1ページから5ページについて、御意見等ありますでしょうか。

（特になし）

それでは、第2章の6ページから12ページについては、いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、第3章に移りたいと思います。

細かい数字等が記載されております。13ページから59ページになりますが、1から順に御意見を頂戴したいと思っておりますが、まず1についていかがでしょうか。

### ○花島委員

15ページに権利擁護の今後の取組方針等の記載があります。10ページから11ページにかけて、子どもへのアンケート結果の紹介があり、意見表明等において「聞くだけのシステムになっていて、意見を聞いてその後のことをもっとしっかり考えてほしい」と、これが意見表明の支援の中では肝になる部分だと私は考えています。意見表明の支援側からみると、表明した意見を大人がどう受け止めて、子どもにどうフィードバックされるかが全体のシステムの中で抜け落ちがちになります。15ページのハの3つ目で「児童相談所と支所における子どもの意向確認を丁寧実施していく」とありますが、法律上はそうですが、児童相談所と支所だけが意見聴取措置をやればよいというわけではない。

実際に子どもが暮らしている里親家庭や養護施設の職員との関係性において、意見を表明し、それを大人がどう受け止め、子どもにどうフィードバックするか、宮城県のシステムとしては書き加えられる必要があると思います。ですから、ここは主体が児童相談所と支所の意向確認に関わらず、社会的養護の大人の担い手、一時保護所、養護施設、里親の全てが子どもの意見を受け止めてそれをフィードバックすることを書き加えてほしいと思います。

### ○草間座長

その他、皆さんいかがでしょうか。

それでは2については、いかがでしょうか。

### ○花島委員

1について1つ言い忘れました。意見表明支援でアドボケイトが入っている施設は、社会的養護全体の一部に限られています。15ページの取組のところにも令和7年度以降に対象施設を増やしていくと書いていただいています。ここは、必ずしも数値目標には含まれていませんが、対象施設は全てに対して速やかに広げるということは目標計画としては書き込んでほしいと思います。施設側の理解を進める上でも県の施策としてしっかり実施していくと書き込むとともに、全ての施設、全ての里親に委託されているお子さんへ遍く広がることを、令和7年度以降増やしていくというよりも7年度までに全体に及ぶということを書き込んでいただけるとありがたいと思います。

### ○事務局（西城課長）

御意見ありがとうございました。

こちらのアドボケイトの取組については、令和2年度から実施しており、徐々に施設数を増やしてきたところです。令和7年度には児童養護施設の施設関係は、すべからくできる体制となっております。里親さん、ファミリーホームにつきましても、卜蔵委員に御協力いただきながら、徐々に準備を進めているところでございます。里親さんに御理解いただくなどのハードルが高いところはございますが、今準備を進めているところです。

### ○草間座長

それでは2については、いかがでしょうか。

### ○加藤委員

市区町村のこども家庭センターの取組が大規模な構造と機能の変化として起こってきていますが、各地域の実情がバラバラで、実際に事業を実施していく上で、どこへどのような専門性を投入すれば良いのかということについて、特に専門家が手近に見つからない地区、市町村があります。そういったところを県が手当をしていく必要がありますし、求められています。各市町村にこども家庭センターを設置するという目標値は良いのですが、構造として置かれるということだけではなく、それがきちんとその地区に合わせて機能していくように、時間をかけた手厚い支援が必要ではないかなと思っています。おそらく研修をしていただいたり、人の派遣をしていただいたりと、その辺りの実態が、何に向けてどのようにしていくのかが分かると大変嬉しいです。

### ○事務局（西城課長）

御意見ありがとうございました。確かに地域によってかなり差があります。こども家庭センターは県内19市町で設置済みという状況です。現在、県として行っているのは、主に人材育成、研修を行っています。今年度につきましては、西日本こども研修センターあかしによる講義や涌谷町の取組事例を紹介し、意見交換を含め研修会を開催しました。まずはそういったかたちでの支援から実施している状況です。支援としては難しいところはありますが、県の保健師や保健福祉事務所を通して総合的に支援を進めていきたいと考えているところでございます。

### ○草間座長

そのほか、こちらの項目についていかがでしょうか。

### ○花島委員

今の加藤委員の意見に同感です。こども家庭センターの設置の支援ではなく、設置後の機能面での支援が非常に大事です。今回の法改正以前から虐待対応について、一時的に市町村が窓口になって以来、そこに対する支援の不足が非常に問題になっていて、更に拠点の設置ということで現場は大変困っています。仙台弁護士会として、各児童相談所に顧問弁護士の配置について協力させていただいていますが、各こども家庭センターについても法的なアドバイスを直接受けられるようなシステムを宮城県で取り入れていただきたいと思います。各圏域単位で括ってもよいと思います。随時相談を受けられる弁護士の配置の必要性については、仙台弁護士会のこどもの権利委員会でも議論していたところです。仙台弁護士会としては、各市町村を圏域単位で束ねて、

随時相談に応じることは可能です。今はズームやメールなどでも対応可能なため、距離的などころはカバー出来ますので、是非、支援をさせていただきたいと思っております。

### ○草間座長

市町村で顧問弁護士制度を実施しているところはありますでしょうか。

### ○花島委員

ほとんどありません。各児童相談所、県、市町村の顧問弁護士契約はありますが、児童福祉、家庭福祉に特化したかたちでの対応はございません。別のかたちで配置することが、私は望ましいと考えております。

### ○草間座長

一つの御意見として伺いたいと思います。

先程の加藤委員の意見等踏まえて、書きぶりを工夫する余地はあるかと思えます。例えば、「積極的に」などを入れることは行政としてもコミットメントになります。この辺を踏まえて御検討いただければと思います。

それでは、3の項目について、いかがでしょうか。

### ○加藤委員

妊産婦について取り入れていただいたということは大変画期的だと思います。要保護・要支援の面からは、妊産婦自身がこれまで要支援対象の児童であったというケースも決して少なくありません。若年である場合等は、現在も要保護中でありながら妊産婦となり、産んでから0歳児を育てていく段になると、この0歳児が要保護の対象になります。事例からみると絡み合った非常に難しい問題になります。助産制度、助産施設の記載があり、支援体制の構築は心強いです。一方で、縦の支援の流れというか、妊産婦への支援が加わったことで、こどもと大人とで分かれていた支援が繋がって、母子保健と児童福祉が合体し、そして医療が含まれてくることも大事な部分だと思います。この点も何か書き加えていただけると嬉しいです。つまり、理念というか、何を保護していくのか目線が伝わるように書いていただけると大変嬉しいです。

特に要保護家庭の場合、行政の支援を自ら求めることは少ないですが、妊産婦になると医療とは比較的繋がりやすく、当事者から求めていただける部分があります。そこに母子保健が入り、その後に児童福祉が待っているというように、連携によっては、今まで困難だった事例が、妊産婦がケアされることによって次世代へのサイクルを断ち切ることが出来ると思います。なぜ、妊産婦を取り上げるのかという視点で書き加えていただけると嬉しいです。

### ○草間座長

こちらについては、今の御意見を宿題とさせていただいて、取組の書きぶりを工夫することになるかと思えます。そのほか、この項目について、いかがでしょうか。

## ○花島委員

先程のこども家庭センターの問題と関わりが深い。こども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会についても調整機関を担うことと重なり合います。もともと特定妊婦の把握・支援をしていたところの繋がりを具体的に全面に押し出していくことについて加藤委員の意見に賛成です。22ページでは、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築について触れていますが、非常に一体性がある、だからこそ、そこに対する機能的な支援が必要であるといった先程の話に繋がるということを一言書いていただくと嬉しいです。

## ○草間座長

そのほか、いかがでしょうか。

4の項目に移りたいと思います。こちらについては、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、5の項目については、いかがでしょうか。

## ○花島委員

29ページの口の2つ目で「こどもの意見表明を受けた場合における対応が不十分である」といったことを把握していただいております。それを受けて31ページの一時保護所のところで、先程の意見と重なりますが「アドボケイトへの意見表明への対応について改善する」との記載があります。ここの部分についてもこどもへのフィードバックについての一文を書き込んでいただきたいと思います。

もう一つは、一時保護委託先について、31ページのハで「一時保護委託の受入先の確保に努める」と記載がありますが、数としては確保されていると思います。私としては確保の意味が非常に大事であると思います。実際にどうしたら受け入れが可能になるか。なぜ受け入れが難しいか。受け入れ後の難しさなど、現場の声に耳を傾けて、それで初めて確保になります。数の確保に留まらず、受入先の課題を踏まえたかたちに捉えなおしてほしい。

## ○ト蔵委員

1回目の懇話会で里親への一時保護委託が非常に増えている中で、一時保護委託を受けられないといった問題をお話させていただいたと思います。場合によっては、里親に3か月などの長期に渡る一時保護委託などが行われていて、非常に負担感が大きくなっています。量的なところで確保することは可能ですが、それを里親が快く支援していくという時に、こどもを一人にしておけないなど負担感が大きくなっています。取組方針の最後の書きぶりが課題の指摘に留まっていると思います。更に、一時保護委託を上手く回していくために、学習確保の機会といったところを具体的にどうしていくのかなど、もう少し踏み込んだ記載をお願いしたいと思います。

もう一つは、一時保護委託の期間について、こども家庭庁の策定要領では特に示されておりませんが、できるだけ短くするよう書き込んでほしいと思います。4の代替養育を必要とする子ども数の見込みでは、一時保護委託が増加していくことになっていて、どうなのかと思うところはありますが、実際に児童相談所は一時保護委託の対応で逼迫している中で、市町村のこども家庭支援にも関わってきますので、一時保護の書きぶりを少し補足していただきたいと思います。

## ○草間座長

期間については、策定要領を踏まえて精査することになると思います。

それでは次の6の代替養育については、いかがでしょうか。

(意見なし)

時間もありますので、後であればお聞きしたいと思います。

それでは、7の里親・ファミリーホームの委託の推進について、いかがでしょうか。

## ○杉山委員

42ページのハの取組の方針について、先程の説明の中で前回の意見を受けて書き加えたとお話いただきましたが、もう少し突っ込んで書いてほしいと思いました。こどもにとって里親委託は、人生を左右する一大事だと思っています。単に生活環境が変わるだけではなくて、乳児院で築き上げた施設の担当者との愛着関係を新たな里親と築いていくことになります。こどもにとっても大変な作業だと思っています。そのため、実際、児童相談所、みやぎ里親支援センターけやきと一緒に、乳児だと2～3か月をかけてマッチング、幼児だと3～6か月をかけてマッチングしていくという状況になっています。里親委託を進めていく乳児院としては、家族との分離体験を経験したこどもたちが施設、里親不調での三度目の分離体験で深いトラウマになることを非常に危惧しています。そのため、最初の段階でこどもの状況をよく知る乳児院を含めた関係機関がしっかりとしたアセスメントをしていくことが極めて重要と考えています。また、現在行われているマッチングも、こどもと里親の愛着関係の度合いの評価が大切なポイントになると思いますので、この辺りをもう少し記載していただけるとありがたいと思います。

## ○菅原委員

数値目標について、数値合わせのためにワーカーさんが動くようなことはあってはなりません。例えば、家庭養育優先原則の中で、数値合わせとは言いませんが、家庭環境が整っていない状況で家庭に戻し、その中でまた失敗してしまうとこどもへの負担が大きくなることを危惧しています。また、こどもの最善の利益とは何か、大人が介入し、数値を合わせることがあってはいけないと思うのですが、今後、そういったかたちが増えていくのではないかと思います。そういった環境を改善していく取組をお願いしたいと思います。

## ○草間座長

こちらについては、個々のケースを勘案しながら書きぶりを細かくしていただくことを検討いただければと思います。

## ○ト蔵委員

里親等委託率について、国の目標値があって、それをクリアするために御苦労されて計画を調製されたことが読み取れます。40ページに国の掲げる数値目標の実現を目指すとの記載がありますが、後段の記載で数値目標が優先ではないことが読み取れます。国の数値目標をクリアするとなると全体の社会的養護を必要とするこどもの数を減らしていかないとこの数字は書けないと思います。前回もお話ししましたが、里親等委託率については、高校を卒業しての満年解除、

家庭復帰、特別養子縁組が成立したケースなどの数字が反映されていない部分があります。現実的には計画どおりになることは難しいのではないかとみています。計画に記載するところではありませんが、解除になれば委託率は下がりますし、子どもにとって望ましい解除というのもあります。実際には数値目標が達成できていない部分があっても、家庭復帰、満年解除などの数字がきちんと残ることが必要ではないかと思しますので、そこにも留意していただきたいと思します。

### ○草間座長

数字の把握の仕方についての提案かと思します。

次に8の施設の小規模化等について、いかがでしょうか。

### ○菅原委員

旭が丘学園でも、施設の小規模化・ユニット化に取り組んでおり、御協力をいただいているところでございます。悩ましいことは、定員を下げる部分のところ。旭が丘学園は、一時保護委託を受けやすい環境にあり、小規模化されると人間関係が出来上がったところに、新たな一時保護委託を受入れることはリスクが高く、今までの安定したこどもの生活環境が、一人が狭い空間に入ることによって、子ども同士の関係性に影響を及ぼします。現在の状況でいいますと、ユニット化していくことをイメージしながら、段々に今の一時保護委託のこどもの数の受入れができなくなってしまうという状況がございまして、非常に危惧しているところです。現在も一時保護委託の連絡が頻繁に入っております。見通しでいくと1年半後くらいには定員を下げると、受け皿は確保されているとの記載もありますが、施設の現状から申し上げますと、子ども達の行き場がないといったことにならなければよいと思しています。

併せて、多子世帯といったきょうだいが多いこどもの一時保護委託の連絡が入ります。小規模化されていくとこのようなケースは、きょうだいがバラバラで生活しなければならない状況となり心配しています。親子が離れたときにきょうだいの絆は残してあげたいと思うのですが、キャパの問題できょうだいすら一緒に生活できないといったことを危惧しているところです。

### ○草間座長

そのほか、いかがでしょうか。

### ○花島委員

50ページの施設計画については、小規模化と家庭養育の推進の一方、ケアニーズの高いこどものため施設の必要性ということで前回の意見が反映されているところです。施設計画という項目でありながら、受入れができない事態が発生していることや、施設の予定定員の必要数は十分に満たしていると言えない状況といった書きぶりで終わってよいのでしょうか。菅原委員いかがでしょうか。

### ○菅原委員

おっしゃるとおりです。宮城県と仙台市を合わせた施設入所件数が増加している中で、各施設は小規模化に併せて定員数を下げなければならないといった相反することをしているような文

末になっていると感じました。

### ○花島委員

施設計画については、今後の方向性をどうしていくのかなどの記載が必要ではないかというところを指摘させていただきます。

### ○事務局（西城課長）

御意見ありがとうございます。ここの記載につきましては、今後の施設定員の必要数に対して、今の施設の定員数の枠を減らさないことを意味しています。ただ、施設計画ですので、今後どうしていくかという記載は必要かと思います。

### ○杉山委員

重ねて同じようなことで大変恐縮ですが、51ページの表8-5で乳児院の予定定員が65人になっています。従前計画の表8-3では、55人で10人増となっていますが、その理由をお聞きします。

### ○事務局（伊藤主任主査）

表8-5の乳児院の部分ですが、下の※のところに今回の変更部分を記載しています。仙台市所管の丘の家乳幼児ホームの定員について、現行の計画では25人でしたが、施設整備が終了し、定員30人となっております。みやぎ乳児院の定員35人と合わせて65人となっております。事務局としては、施設の定員数は現状維持で考えているところです。

### ○杉山委員

分かりました。県内には乳児院が2か所あります。現状を申し上げますと、先程、旭が丘学園の菅原委員がおっしゃっていたように、措置入所が減少していて一時保護委託が増加しているという同じ傾向にあります。結果として、全体的に入所数が減少傾向にあり、みやぎ乳児院は次年度暫定定員になる見通しです。入所等に向けて施設側としても努力していますが、入所等は施設だけではどうしようもないことですので、今後どうしたらよいかご相談したいところでした。また、一時保護委託ではできるだけ児童相談所の要望に応えようと努力していますが、29ページの課題にもありましたが、現場がなかなかタイムリーに受け入れられる状況になっていません。現状、県内65人の定員という状況ですが、暫定定員になると職員の確保が難しく一時保護委託の受入も厳しくなることが予想されますので、この問題をどうしていくかというところが施設長として不安を抱えている状況です。

### ○ト蔵委員

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換といわれておりますが、実際に計画の中で、里親・ファミリーホームへの委託を増やすとなると、施設の入所予定数が100人位になっています。仙台市の計画をみるともう少し少なくなっており、宮城県と仙台市を合わせると令和11年度には200人位のこどもが施設での養育が必要になる見込みになっていま

す。施設の整備計画としては、数値にかなり乖離があると思います。そうした時に、実際の計画に沿って進める中で、各施設の入所人数は減っていく計画になっていると思います。その中で施設が従来の入所児童だけではなくて、高機能化及び多機能化といったところで、それぞれの施設で何を計画していくのかを、この計画には反映されなくてもよいのでしょうか。全体の計画の中で、整合性が取れてないのではないのかという疑問があります。

### ○事務局（西城課長）

仙台市でも計画を策定しており、数値は仙台市とすり合わせをした上で記載しております。施設での養育が必要な子ども数と施設の定員数の枠という意味では、施設の定員数の枠の方が多くなっております。50ページに記載の一時保護委託の枠も見込み、施設の意向も反映したかたちで記載させていただいているところです。個別の高機能化及び多機能化については、施設の老朽化による建て替え等に合わせて対応するなど、各施設と個別に調整させていただいているところですので、この計画の中に施設ごとの計画を落とし込む予定はございません。

### ○伊藤委員

あえて里親よりも施設にお願いするお子さんはどういったお子さんかを児童相談所側から考えた際に、ひとつは3人以上のきょうだいケースがあります。里親委託の想定が里親一人当たり1.2人ですので、2人までが限度かなと思います。3人以上のきょうだいをバラバラに里親にお願いするよりも地域小規模などを活かして、あえて施設にお願いすることがあります。また、きょうだいの中には、障害のあるお子さんがいらっしゃったりすると、かなりケアニーズが高くなって、施設の先生方にお願いしたいということがあります。

もう一つは、パーマネンシー保障の言葉がでできますが、養子縁組里親への委託がパーマネンシー保障という考えはかなり限定的な捉え方だと思います。実家族との繋がりを保ちながら、代替養育を受けるお子さんの実親支援を児童相談所と施設が実施していく取組もパーマネンシー保障として大事で、高度に専門的な取組だと感じています。親御さんの御苦勞を察してサポートしていただいたり、お子さんが自宅外泊から帰ってきた後で、複雑な表情をしている時にお家で何があったのかを汲み取っていただくとか、家庭復帰に進んだ時に本当に大丈夫かとか、家庭復帰後のアフターフォローなど、今までの里親委託はそういったことがあまり想定されないお子さんを委託してきましたが、里親第一優先検討という中で、実家族との繋がりがや家庭復帰を見越したお子さんも里親委託するようになってきています。その実家族と里親に対して、児童相談所がどのように実家族との繋がりがや里親との繋がりを支援しながら並行養育していくのか難しい課題であると思っています。そのような部分で施設の先生方の専門性を活かして里親を支援していただくとか、その難しさが一定以上ある実家族との家族再統合に関しては、時間がかかっても施設の先生方と取り組んでいくみたいな観点からすると、代替養育を必要とするお子さんから、里親さんへお願いするお子さんを除いてというところに、あえて施設の先生方と一緒に支えていきたい子どもたちがいるというところが、見えてくると良いのかなと思いました。

### ○草間座長

それでは9の社会的養護自立支援に向けた取組に移りたいと思います。

## ○花島委員

53ページから54ページにかけて、社会的養護を経験して社会に巣立つ若い人たちの支援の必要性と、その必要性をどこに落とし込むのかという点で、退所前からの繋がりが大事だということを書きいただきありがとうございます。54ページのハの2つ目で、委託解除退所前からの信頼関係の構築、十分な時間をかけて関わるということを書きいただきありがとうございます。ですが、数値目標で一つお願いがあります。私もアフターケア事業の出前授業や法律相談に関わっている立場として、最低限、児童養護施設から社会に巣立つ子どもたちに、全施設にこの事業が受け入れていただくことを100%でお願いしたい。あまり数値にはこだわりたくはないが、繋がりが得られる子どもと得られない子どもが宮城県の中にいるということは、私は改善すべき必要があると思います。意見表明支援事業にも関わってくる問題なので、一体のものとして、県が音頭をとって、全施設が意見表明支援事業と自立支援事業を退所前から受け入れて、子どもたちが情報に接することができて、退所後に繋がりが先が分かるということをして100%にさせていただきたい。公平性という観点からも是非お願いしたい。

意見表明支援のところで言い忘れてしまいましたが、意見表明支援事業の1で数値目標が事業利用可能な子どもの割合を90.2%と設定しており、なぜ100%にしないのか理由があれば教えていただきたい。それから、事業を利用した子どもの割合も40%としているが、なぜこのような低いところを目標としてしまっているのか。里親に対する部分で難しいとお聞きしましたが、自立支援と意見表明支援については100%を目標にしてほしいと思いますので、その点について教えてください。

## ○事務局（熊谷班長）

2つ目にいただきました意見表明等支援事業についてでございますが、国の策定要領等において数字の拾い方の前提がありまして、我々としては児童養護施設、里親、ファミリーホーム、先程御説明した施設については全て拾っていきたくと考えておりますが、一方で児童心理治療施設などの治療に近い施設については、母数には入れざるを得ないですが、分子の方で実施の見込みが立っていないことから、除いております。その分を控除しますと90.2%という数字を出せていただいております。我々の射程範囲の中では極力100%を目指したいということで考えておりますが、国の策定要領の母数の捉え方に違いがあり、90.2%と記載させていただきました。もう一つの40%の目標につきましては、先程、課長の西城から申し上げましたが、里親にこの事業の御理解をいただきながら進めていくこととなります。里親の御理解をいただいてアドボケイトが支援していく環境が整えられる可能性を高く見積もって40%と考えております。現実には低くなるのが想定されますが、なるべく里親からの御理解等をいただいて、好事例を横展開しながら、希望される里親を増やしていくことを考えて40%と設定しております。

## ○花島委員

ありがとうございます。理由が書面から読み込めなかったので、パブリックコメントに付す場合は、そういったことに配慮した上で、設定数値が書き込まれると誤解がなくて良いと思います。また、自立支援事業については何かありますか。

## ○事務局（西城課長）

自立支援事業については、県のアフターケア事業をチャイルドラインみやぎに委託して実施しております。チャイルドラインみやぎでは、相談支援等を実施しており、近年、相談件数が大幅に増えている状況です。各施設を訪問させていただき、退所見込みのお子さんに対して事業内容を説明するなどした結果によるものと考えております。仙台市内の施設については、どこまで訪問しているか把握はできておりませんが、まずは事業を知っていただくこと、退所後も繋がれるところとして力を入れているところです。

## ○花島委員

県の施策の姿勢として、全施設に公平に事業へのアプローチ、退所前に繋がりができるようなことを県の目標として記載していただくことで、各施設の御理解も進むのではと思います。全てのこどもを対象にするのが県の姿勢だということを一言加えてほしいという趣旨です。

## ○草間座長

10 児童相談所の強化等に向けて取組についてはいかがでしょうか。

## ○加藤委員

ここにまとめていただいたことは機能強化のために非常に重要なことで、特にマンパワーが増えていく、児童心理司や児童福祉司が増えていくことや、その方たちの専門性或いは資格、事例検討のスーパーバイザーを付けるなど、いずれも大事なことであると思います。もう一つは、ほとんどこの過酷な業務はスタッフの力に負っているので、スタッフのメンタルの不調や業務の維持、こういった部分を何とか支えていけないかと強く思うところです。特に児童相談所の中では、抱える事案の性質上、スタッフの性別、年齢、実務経験年数などがバランスよく整っていることが重要だと思います。その中でメンタルの不調を抱えると、いろいろな意味で業務の質全体に関わってくるということになりかねません。そのため、スタッフのメンタルケアについても考えていただきたいと思います。

## ○草間座長

全国的に離職が課題となっており、メンタルケアのところを主な取組のところで読み取れるようなかたちで御検討いただければと思います。

## ○花島委員

指標編で、児童福祉司、児童心理司、スーパーバイザーについて、配置基準達成済みとありますが、宮城県として加藤委員の御指摘の点も含めて、或いは児童福祉法の改正によって、一時保護についても令状を取らなければならないなど、いろいろな法改正がはっきりなしに行われており、地域の人口数や相談件数だけをもとにした配置基準でよいのかということが、加藤委員の指摘の背景にあると思います。ですから、達成済みで良いということから一步進めて、よりプラスαで人的な配置をするということを宮城県の政策として選択していただきたいと思います。配置基準を上回って悪いという法律はありませんので、人とお金を使わないと解決しない課題だと

思われますので、プラスαの目標としていただけるよう訴えます。

### ○草間座長

委員の御意見ということでした。

最後の項目に移ってよろしいでしょうか。

1 1 障害児入所施設における支援について、ございませんでしょうか。

### ○平野委員

59ページの今の現状の上から4つ目について、「また、（啓佑学園が）重度最重度の知的障害児を中心に受入れを行っているため、中軽度の知的障害のある養護ケース（被虐待児を含む）は児童養護施設等に措置されている場合が多くなっています。」とありますが、どのような意味でしょうか。啓佑学園は重度・最重度のみでなく、中軽度の児童が半数以上入所しております。この資料を県民が見たときに啓佑学園が重度最重度のみの施設として誤解されるのではないかと思います。

### ○障害福祉課（野呂課長）

児童相談所から「待機児童が多くなっていて啓佑学園に入れず、障害がある程度あっても児童養護施設への入所となっているケースが多い」ということについて、追記してほしいとの意見があったため、記載のようなかたちになりました。平野委員から御指摘があったように、表現は誤解のないように見直させていただきます。趣旨としては、書いてある事情のとおり定員60名のところ48名程度までしか入所させられない状況となっており、児童相談所側としては啓佑学園に入所させたいと思っても、入所させられず児童養護施設や他県の施設に入所させるといった状況になっていることをここに記載したかったという趣旨でございます。

### ○平野委員

啓佑学園は福祉型の障害児入所施設ですが、小学校入学前くらいで児童養護施設からの措置替えで入所してくる児童も多いです。また、現在の入所児童中約68%が児童養護施設の入所を経験した児童です。そのような意味で、このような懇話会に参加させていただくことは、今後の児童養護施設と障害児入所施設の連携、具体的な支援体制の連携等や必要な見直しは、社会的養護の観点においても重要ではないかと思っています。

先程、きょうだい支援の話がありましたが、小職は長らく相談支援業務にも携わってきましたが、在宅の現場での経験ですが、母やきょうだいが暴れている障害のあるきょうだいの身体を押さえている姿をみたことがあります。ヤングケアラーは、こどもが大人をケアしていることを言いますが、障害児のきょうだいになってきますと、学校が終わるとすぐ帰宅し、きょうだいの面倒をみているところを複数回見てきました。昨今は、知的障害だけでなく知的障害のない発達障害のある方などでは制度の狭間にあって、どのサービスにも該当しない状況はより深刻で、家庭崩壊やきょうだいの方が倒れてしまうのではないかと思います。

児童相談所からの緊急一時保護依頼では、きょうだい障害のない子は養護施設、障がいのある子は啓佑学園ときょうだい分離や、知的障害はないけどその周辺にある児童の保護依頼相談な

どもあります。是非きょうだい児支援の中で、保護後に家庭に残った児童のケアもお願いしたいと思えます。

私たちの使命としては、障害のあるお子さんを24時間連続でお預かりしますが、その間には是非、家族支援をしていただいて、高等部の3年生の卒業を待たずに、施設を行ったり来たりしながらでも結構ですので、家庭環境の復活を児童相談所には期待し、早期の家庭復帰ができるようご支援願いたいと思えます。

それから、入所してくるケースをみますと、虐待という保護者に悪質なイメージを持ちますが、実際は今のようにお父さんやお母さんが必死の状態飛び出して行こうとするこどもを押さえようとしていたとか、こどもの安全のため部屋から出ないように鍵をかけたとか、そのことがこれすなわち虐待ですとか、色々なケースがあります。

ですから、こどもの障害の部分だけ見るのではなく、社会的モデルとして、家族支援と言いますか、家庭支援と言いますか、現場の職員としてはつくづくそのような支援が特に大切なことと思えます。その地域の地元の様々な障害のある子の周辺にある課題を自立支援協議会の中や、その中のこども部会などでその地域の実情に応じた障害のあるお子さんの支援の現状というところの課題を、市町村単位或いは複数の市町村の連携の中で情報を共有して把握していくことは継続して必要だと思えます。その中で、更に入所の依頼ケースは、なぜ入所する必要性があるのかの理由に、その地域の福祉力というか障害のある方がどれだけ暮らしやすいのかのひとつのバロメーターというか色々なことが読み取れるのではないかと思えます。入所施設の役割としては、入所のこどもだけみれば良いのではなく、地域支援機能の多機能化というところでは、これからも期待され、していきたいところでもあります。

最後になりますが、先程発達障害の話がでましたが、療育手帳は該当しないがその支援を必要とするお子さんもいます。重度・最重度という、支えの手が多い感覚はありますが、個々のケースで障害の状況というのは、重度・最重度という物差しでは捉えられないところもあります。軽度・中度でも非常に支援の手を要する場合もありますので、一言申し上げておきたいと思えました。とりわけ、啓佑学園（福祉型障害児入所施設）は1か所ということで、啓佑学園で受入れが難しい児童というのが、不足している機能だと思えます。今、医療的ケアが必要で医療型の施設に入院している知的障害があるケースがあります。啓佑学園では、医療的ケアが必要となると、土日を含めて看護師を24時間配置できないため、どこまで対応できるだろうかということがあります。或いは、そういった機能が他のサービスで出来ないかということ、医療的ケアが必要で知的障害、知的障害の程度も強いので、どこでみていただけるのかということになります。或いは、発達障害の方々にADHDなど、知能を測定するとIQも70以上で療育手帳に該当しないなどの狭間にいる子たちがいます。福祉型の障害児施設では、日本の場合、身体障害、精神障害以外が全て統合して知的障害に入ってきます。1か所の施設でどこまで受け入れられるのかという非常に深刻な問題がありますので、今後の県の計画に非常に期待しているところでもあります。

## ○草間座長

ありがとうございます。

第4章の数値目標は既にふれておりますので、こちらは割愛させていただきます。

時間が超過しておりますが、最後に皆様からコメントなどはありますでしょうか。

## ○門間委員

今日は現地で参加させていただきかかったのですが、午後から別の予定がありオンラインで参加させていただきました。全体的な計画についての感想を述べさせていただきたいと思います。

計画の中で市町村への支援がいくつか含まれておりますが、ヤングケアラーに対する支援について、親から当たり前のように下の子のお世話をするように言われているお子さんの場合、声を出しにくく、そういった方への支援をしていくためには、教育委員会や福祉サービスと連携していかなければなりません。是非、研修会や実施体制の指導助言などの支援をしていただきたいと思います。

妊産婦等生活支援事業については、妊産婦等生活援助事業所が新しく2か所設置される目標となっており、是非市町村としても連携させていただきたいと思っています。不適切な養育環境で育ったお子さんが親となって、きちんとした養育のロールモデルがない中で子育てをした際に、不適切な養育しかできないといったことを何ケースも見てきました。

適切なロールモデルを支援するために、本市では家庭支援事業の充実を図っております。しかし、出生数の減少により、市単独での展開には限界があると感じており、県と市で連携しながら実施させていただきたいと思っています。

また、本市では今年度からこども家庭センターを設置し、サポートプランを策定するようになりました。まだ少ない件数ではありますが、策定していく中での感想として、支援者側の課題と、支援対象者側の思っていることが全然違うことが数件ありました。

支援者側の気持ちに寄り添った支援をしていかないと、行動変容に繋がらないことにサポートプランを策定してみて実感しました。今後についても、各機関と連携して支援していきたいと思っています。

## ○草間座長

ありがとうございました。

それでは、最後にコメントはありますでしょうか。

## ○伊藤委員

今のお話、冒頭に加藤委員のお話、啓佑学園の平野委員のお話を踏まえて、社会的養護は、施設とか里親に限ったことではなくなったことがわかるかたちで、第2章の6ページの基本理念の中に、社会的養育とは何か、そこには家庭への予防的意味合いの支援も含んでいて、家でずっとこどもが育ち続けられる、そのための支援もこの計画の中に入るといった趣旨であるとか、パーマネンシー保障は里親や養子縁組だけでなく、実親との関係が切れ目なく続く、そのようにこどもが思えることも含むというかたちで、基本理念を少し膨らませていただくと委員の方の意見とよりフィットして統合されていくのではないかと感じました。

## ○草間座長

それでは、皆様から積極的な御意見等々賜りました。また、事務局できっちり作っていただいたことに改めて敬意を表したいと思います。今後、いただいた意見等については、内部で御検討いただいて次回の懇話会に配慮していただければと存じます。

これで今回の議事を終了させていただきたいと思います。  
それでは、事務局にお戻しいたします。

**○事務局（高杉総括）**

長時間にわたり、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

**【閉会】**

**○事務局（高杉総括）**

以上をもちまして、「令和6年度第2回宮城県社会的養育推進計画策定懇話会」を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。